

平成24年度

学童保育所 入所案内

- ①現在、学童保育所に入所している児童も申請が必要です。
- ②申請書類に不備がある場合は受付られません。
- ③育成料・間食費の滞納がある場合は、完納のうえ申請してください。
(完納できない場合は、支払方法や支払計画について、青少年課にご相談ください。)

★平成24年4月入所希望者申請書受付★

日にち	場 所	時 間
1月 4日 (水)	青少年課 (市役所3階 4番窓口)	午前8時30分～午後5時
1月 5日 (木)		
1月 6日 (金)		
1月 7日 (土)	会議棟 (市役所北側 保健センター隣)	午後5時30分～午後8時
1月10日 (火)	保育課前 (市役所1階 7番窓口)	午前8時30分～正午
1月11日 (水)	青少年課 (市役所3階 4番窓口)	午前8時30分～午後5時
1月12日 (木)	会議棟 (市役所北側 保健センター隣)	午後5時30分～午後8時
1月13日 (金)	青少年課 (市役所3階 4番窓口)	午前8時30分～午後5時

東大和市 子ども生活部 青少年課 育成係

〒207-8585 東大和市中心3-930

TEL 042(563)2111 内線 1741

この案内は大切に保管してください

1. 学童保育所とは

学童保育所は、昼間留守家庭において、保護者の適切な監護を受けられない、小学校に就学している児童の安全確保・健全育成を図るために設置しています。

2. 入所の申請ができる方

1) 児童の要件

- ・市内に居住している、小学校第1学年から第3学年までの児童
※ただし、心身に障害を有する児童は、第6学年までとなります。
(ここでいう障害の程度は、原則として「愛の手帳」4度、又は「身体障害者手帳」5級から7級及び同程度の児童を対象としています。)
- ・集団生活を営むことができ、かつ、自力で通所することができること

2) 保護者の要件

保護者が、就労・疾病・障害・災害・介護・出産・就学等の理由により昼間家庭において児童の適切な監護に当たれないこと

※このうち就労による理由とは、下記の要件を満たす場合をいいます。
(介護、就学等も同様です。)

- ①月間勤務日数が13日以上であること
- ②1日の勤務時間が4時間以上であること
- ③勤務終了時間が
◇第1学年 …… 午後2時30分以降であること
◇第2学年 …… 午後3時以降であること
◇第3学年以上 …… 午後4時以降であること

詳しくは別表「学童保育所入所基準表」参照

3. 入所申請にあたっての留意点

- ①保護者の状況が別表「学童保育所入所基準表」に該当しない場合は受付出来ません。
- ②育児休業取得中の方は、仕事に復帰する時点で申請をしてください。
- ③申請は保護者が直接、市役所青少年課で行ってください。(郵送及び学童保育所での受付はできません。)
※当初申請受付の日時・場所については、表紙を参照してください。
- ④平成23年度に入所している児童も申請が必要になります。
- ⑤入所を希望できる期間は最長で平成25年3月31日までです。

4. 入所申請期間

	申請期間・締切日	入所選考方法
4 月 1 日 入 所 希 望	(当初申請) 平成24年1月 4日 (水) ~ 平成24年1月13日 (金)	期間内に受理した入所申請書により、 学童保育所毎に <u>入所基準指数の高い順</u> に 定員の範囲内で入所児童を決定します。
	(随時申請) ① 1次締切 平成24年2月20日 (月) ② 2次締切 平成24年3月19日 (月)	定員に満たないまたは申請取り下げ等 で空きが発生した学童保育所について、 選考を行います。 締切日までに受理した入所申請書から (当初申請で保留となった児童を含む) 入所基準指数の高い順に入所児童を決定 します。 ※定員を超えた場合は保留扱いとなりま す。
5 月 以 降 入 所 希 望	入所希望月の前月20日まで (20日が土、日及び祝日の場合は、 その前の平日まで) ※原則として、月の途中からの入 所はできません。	定員に満たないまたは退所等で空きが 発生した学童保育所について、選考を行 います。 選考日現在保留となっている児童と新 たに申請を受理した児童をあわせて、入 所基準指数の高い順に入所を決定しま す。 ※定員に空きがない場合は保留扱いとな ります。

5. 入所申請書の受付

- 1) 提出場所 … 東大和市役所 子ども生活部 青少年課 育成係
(市役所3階 4番窓口)
- 2) 受付時間 … 午前8時30分～午後5時
※土・日曜日、国民の祝日を除く

※当初申請受付の日時・場所については、表紙を参照してください。

6. 入所申請に必要な書類

入所の申し込みには、次の書類が必要です。（申請書類に不備がある場合は受付られません。）

1) 学童保育所入所申請書（児童ごとに必要です）

- ①学校名・学年は、新学年（平成24年4月現在）の状況を記入してください。
- ②入所希望する学童保育所を、第3希望まで記入できます。（第一希望だけでも可）
- ③保護者の状況は、父母それぞれについて記入してください。

2) 添付書類

入所申請には、保護者及び児童の状況を証明する書類を添付してください。

【保護者の状況を証明する書類】

- ①疾 病 … 医師の診断書等（児童の監護ができないことがわかるもの）
- ②障 害 … 身体障害者手帳、愛の手帳の写しまたは医師の診断書（児童の監護ができないことがわかるもの）等
- ③災 害 … 罹災証明等
- ④労 働 … 勤務証明書または自営業勤務申立書（保育園入園申請書添付の写しでも可） ⇒**3か月以内に発行のもので、父母ともに必要です。**
- ⑤介 護 … 医師の診断書等（児童の監護ができないことがわかるもの）
- ⑥出 産 … 母子健康手帳等出産予定日を確認できる書類の写し
（出産の場合、申請可能期間は出産予定月の前後2ヶ月まで）
- ⑦就 学 … 在学証明書等（時間割のわかるものが必要です。）
- ⑧ひとり親家庭 … 上記の証明書のほか、住民票、ひとり親家庭等医療証（**親**医療証）等ひとり親世帯を確認できる書類の写し

【児童の状況を証明する書類】

- ①兄弟姉妹で申請 … 健康保険証（兄弟姉妹分のもの）、住民票等兄弟姉妹であることが確認できる書類の写し
- ②心身に障害を有する児童
… 心身の障害の程度を証明できる書類（身体障害者手帳、愛の手帳の写しまたは医師の診断書等）

※兄弟姉妹で申請する場合の添付書類（勤務証明書等）は1部で可

7. 入所の決定

1) 4月1日からの入所希望者

(当初申請) 1月4日～13日に受理した申請

⇒2月中旬頃に入所承認通知書または保留通知書を送付します。

(随時申請①1次締切) 1月16日～2月20日に受理した申請

⇒2月末までに入所承認通知書または保留通知書を送付します。

(随時申請②2次締切) 2月21日～3月19日に受理した申請

⇒3月26日頃までに入所承認通知書または保留通知書を送付します。

2) 5月以降入所希望者

⇒決定次第随時(月の締切日からおよそ1週間以内)入所承認通知書または保留通知書を送付します。

※入所の決定後であっても、保護者の状況が申請時の内容と異なる場合、入所を取り消す場合があります。

8. 入所説明会(面接)

1) 4月入所の場合

4月からの入所承認をした児童の保護者を対象に、3月上旬～中旬頃各学童保育所で面接を兼ねた入所説明会を予定しています。入所する児童と一緒に出席してください。

詳しくは、入所承認通知書に記載します。

2) 5月以降入所の場合

入所前に入所説明(面接)がありますので、入所承認通知書が届いたら、各学童保育所に連絡のうえ、説明(面接)の日時を調整してください。

9. 保護者費用負担（育成料・間食費）

1) 育成料 … 月額4,500円

※減免措置

- ①同一世帯第2子以降… 月額2,500円減額（入所申請書で確認）
- ②生活保護受給世帯… 事前の申請により免除
- ③市町村民税非課税世帯… 事前の申請により免除
- ④生活困窮世帯… 事前の申請により免除
- ⑤疾病等による月の全日数休所… 事前の申請により免除

2) 間食費（おやつ代） … 月額1,500円

※減免措置

- ①1月の開所日のうち13日以上連続で間食しないとき
… 事前の申請により半額
- ②1月の開所日の全日数の間食をしないとき … 事前の申請により免除
- ③月の途中の入・退所の場合で、1月の開所日のうち13日以上連続で間食しないとき … 半額

※減免措置にあたっての留意点

- ・月をさかのぼっての減免はできませんので、必ず月毎の締切日までに申請をしてください。（入所承認通知書にお知らせを同封します。）
- ・「ひとり親家庭」ということだけでは、育成料減免の対象になりません。
- ・平成23年度の育成料が減免となっている場合でも、平成24年度は新たに申請が必要となります。

10. 開所時間及び休所日

1) 開所時間

- ①小学校の授業日 … 学校終了後～午後6時
- ②夏休み等小学校の休業日 … 午前8時30分～午後6時
- ③土曜日 … 午前8時30分～午後6時

※土曜日に登所する場合は、3日前（水曜日）までに各学童保育所へ連絡をお願いします。

2) 休所日

日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

11. 学童保育所及び基準定員

学童保育所名	基準定員	場 所	電話番号	FAX 番号
第一クラブ	60人	奈良橋4-600 (奈良橋市民センター内)	565-7373	562-3704
第二クラブ	40人	南街5-32 (南街市民センター内)	564-6176	590-7010
第三クラブ	40人	清原2-1 17号棟 (きよはら児童館内)	561-1180	565-6021
第四クラブ	60人	狭山5-1054-1	564-2660	同 左
第五クラブ	60人	向原3-10 16号棟 (向原市民センター内)	565-4140	563-1879
第六クラブ	40人	清原2-1 17号棟 (きよはら児童館内)	564-9794	565-6021
第七クラブ	60人	芋窪5-1183-1	565-4114	同 左
第八クラブ	60人	立野3-1246-1	565-8003	同 左
第九クラブ	60人	蔵敷2-546 (第九小学校敷地内)	564-9745	同 左
第十クラブ	60人	上北台2-865-9 (上北台市民センター内)	565-1900	567-3365

注1：心身に障害を有する児童の入所承認は各学童保育所ごとに4名まで

注2：保留になった場合には、希望により定員に満たない他の学童保育所への入所も可能です。

12. 問合せ先

子ども生活部 青少年課 育成係 (市役所3階4番窓口)

電 話 番 号 042-563-2111 内線1741

F A X 番 号 042-563-5931